

阪南市学校給食会給食用物資納入業者募集要項

阪南市学校給食会に給食用の物資の納入を希望する業者の登録申請方法は、下記のとおりである。

記

1. 申 請 資 格

- ①工場、店舗、販売店等固定した営業施設を有し、電話設備があること。
- ②1日約4,000食分以上の所要量を充足し、指示する日時、場所に遅滞なく物資納入ができること。
- ③入札参加時の提出見本と納入時物資品の内容、品質量目について正確を期すること。万一納入条件に違背する給食物資を納入したときは、その代金を請求することなく、直ちに新品と交換し、又は返品を受け、給食会にかけた迷惑、損失に対しては、全責任を負うこと。
- ④店舗、工場、事業所等の設備の管理、食品に関する法令、その他規程を遵守しているとともに、従業員の健康管理について万全を期していること。
- ⑤加工食品、肉類、めん類等の製造食品については保冷車、冷凍食品については冷凍車で配送できること。
- ⑥入札後であっても、非常災害、その他特別な事情のため、発注した物資の数量に変更があった場合において給食用物資未納品は、原則として双方協議のうえ処理すること。
- ⑦給食会及び監督官公庁の指示、指導に従うこと。
- ⑧その他、別紙納入業者の心得を遵守すること。

2. 申 請 期 間

学校給食用物資納入業者登録申請期間は、令和8年1月20日（火）～令和8年1月30日（金）午前9時～午後4時とする。ただし、土日祝休日を除く。

3. 申請書類

- ①登録申請書（様式1）
- ②納入希望品一覧表（様式2）
- ③営業許可書の写し（ただし、原本を確認。なお、保健所の許可を必要としない業種については不要。）
- ④保健所の食品衛生監視表（令和7年度・写し可。ただし、原本を確認）
- ⑤事業所、工場等の施設設備の平面図及び近くの交通機関からの付近見取り図
- ⑥市町村長の発行する納税証明書（令和7年度住民税・写し可。ただし原本を確認）
- ⑦製造及び加工業者については、検便結果報告書の写し（ただし原本を確認）
- ⑧誓約書
- ⑨使用印鑑届（振込口座情報含む）

4. 業者決定及び登録期間

阪南市学校給食会において、申請書類を審査のうえ決定し、その旨通知する。

決定の通知を受けた業者は、阪南市学校給食会の学校給食用物資納入業者として登録台帳に登録する。

ただし、その有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日（納品日）までとする。

5. 入札及び納品にあたっての注意及び指示事項

学校給食用物資納入業者が入札及び納品する際には下記の事項を遵守すること。

【入札時】

- (1) 受付日及び受付時間を厳守すること（午前9時～11時）。
- (2) 價格を入れた品目については必ず見本を持参すること（青果を除く）。
- (3) 遺伝子組み換え食品を使用しないこと。
- (4) 別紙食品分類表の分類番号（2、3、4、5、8、11、13、14、18、19）の食品を納品する際には食品分析表を提出すること。
- (5) 別紙食品分類表の分類番号（6）の食品を納品する際には冷凍食品分析表を提出すること。
- (6) 別紙食品分類表の分類番号（15、16、17）の食品を納品する際で外国産の場合、原産国名を記入すること。
- (7) 別紙食品分類表の分類番号（7、17）の食品を納品する際には内面天地ラ

ツカ一吹きの缶を使用すること。

- (8) 別紙食品分類表の分類番号（3、8、11、13、18、19）の食品を納品する際には合成添加物を使用しないこと。

【落札時】

- (1) 検便結果を提出のこと。（赤痢、サルモネラ、O—157）

全業者

第1回納品時までに最新（少なくとも2ヵ月以内）の結果表を提出すること。

コピーでも可能。

- (2) 細菌検査表を提出すること。（一般細菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ）

別紙食品分類表の分類番号（3、19 加熱せずに食する加工食品）

本センターへ納品する品と品質保定期限、ロット番号が同一の製品の検査表であること。

- (3) ヒスタミン検査表を提出すること。

別紙食品分類表の分類番号（6、13）

アジ、イワシ、サワラ、サバ、サンマ、ブリ、カジキ、カツオ、マグロ等のヒスタミン含有量が多い魚

【納品時】

- (1) 納品日時を厳守すること。

- (2) 納品車は常に清潔を保ち、食品以外の運搬に使用しないこと。

- (3) 物資の納入者は特別の指示がない限り検収室へ立ち入らないこと。

- (4) 物資の納入者は常に清潔な衣服、履き物を着用すること。

- (5) 魚介、畜肉類と他の食品を混載しないこと。

- (6) 加工食品については、賞味期限、ロット番号は、2コまでであること。

- (7) 冷蔵車を使用し庫内が10℃以下の状態で納品すること。

別紙食品分類表の分類番号（2、3、5、8、9、10、11、13、14）

- (8) 冷凍食品は冷凍車で納品すること。別紙食品分類表の分類番号（6、13、16）

- (9) 保冷車を使用すること。別紙食品分類表の分類番号（18、19）

- (10) AM9：30に本センターで検収を受け、その後各小中学校に配達すること。

クラス別のナイロン袋を付けること。別紙食品分類表の分類番号（3）

※委託納品について

他者に納品を委託する場合は、納品日時の厳守等、上記指示事項を責任をもって伝えておくこと。

6. 登録の取り消し及び納入の停止

登録業者が次の（1）（2）に該当するときは、登録を取り消し、又は、給食用物資の納入を停止させることがある。

- （1） 誓約書の事項に違反するとき。
- （2） 物資購入委員会において不適当と認められたとき。

7. その他

書類提出先及び連絡先

〒599-0232

大阪府阪南市箱作2316番地

阪南市立学校給食センター

電話 (072) 476-1906